



製品の環境対応

使用済み製品のリサイクル

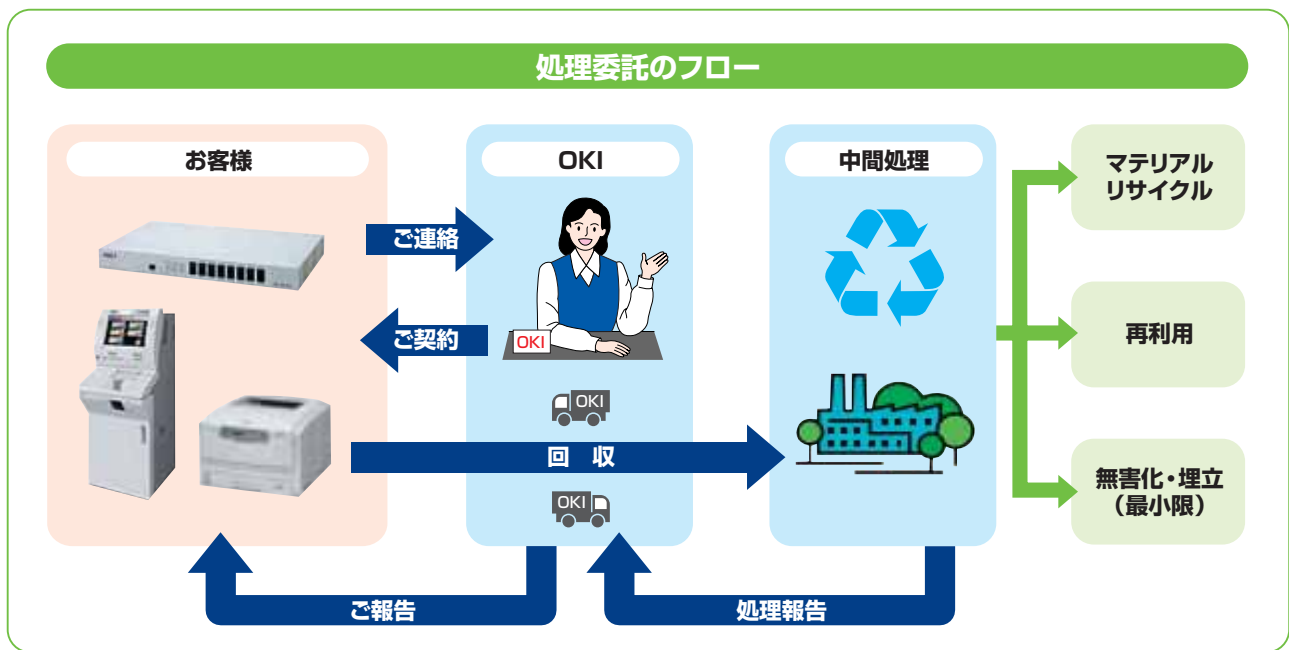
産業廃棄物広域認定制度の認可

OKIは環境省より、使用済み製品の廃棄処理におけるリサイクル性向上を目的とした「産廃広域認定制度」*の認定を2006年6月に取得しました。OKIでは2003年11月に「産廃広域指定」を取得、再生利用の目的でお客様から使用済み自社製品を廃棄物として引き取ることが可能となっていますが、今回さらに使用済み製品回収システムの拡充を図り、産業廃棄物の処理を行う中間処理委託先を8社追加し、新たな体制でさらに環境負荷の少ないリサイクル処理を目指します。

使用済み製品回収システムの新体制では、製造事業者はOKIの他、(株)沖データ、(株)沖電気カスタマードテックの3社、収集運搬委託先が26社、中間処理委託先は従来より8社多い18社へと体制を拡充し、情報セキュリティ管理や処理手順など、廃棄処理に関するお客様のご要求に、より柔軟にお応えすることが可能になりました。また、対象となる産業廃棄物は使用済み情報通信機器およびプリンタ製品で、これらの回収とリサイクル処理を実施します。

*) 産廃広域認定制度：
廃棄物の減量とその他その適正処理やリサイクルが確保されることを目的として、製品等の製造者が都道府県の区域を越えて廃棄物の処理を行うことができる廃棄物処理法の特例制度。

●使用済み製品広域認定リサイクル処理

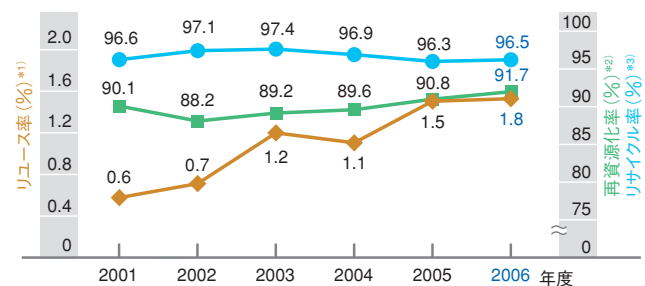


使用済み製品のリサイクル実績

OKIは、お客様が使用された製品を回収・リサイクルしています。全国で回収した製品は、(株)沖サプライセンタのリサイクルセンタ本庄事業所(埼玉県)あるいは委託契約している産廃処理業者に送られ解体されます。解体された製品は、保守部門でリユース(再利用)や、リサイクルされています。なお、データ漏洩防止のため、HDDなどはリユース・リサイクルせずに破壊します。

2006年度の使用済み製品の回収量は、ATM(現金自動預払機)などの情報機器を中心に1,597トンで、再資源化率は回収量の多い関東地区において91.7%でした。

●使用済み製品のリサイクル実績



*1) リユース率：回収された使用済み製品の内、リユースされた割合(質量)。
*2) 再資源化率：回収された使用済み製品の内、マテリアルリサイクルおよびリユースされた割合(質量)。
*3) リサイクル率：回収された使用済み製品の内、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルおよびリユースされた割合(質量)。



製品の環境対応

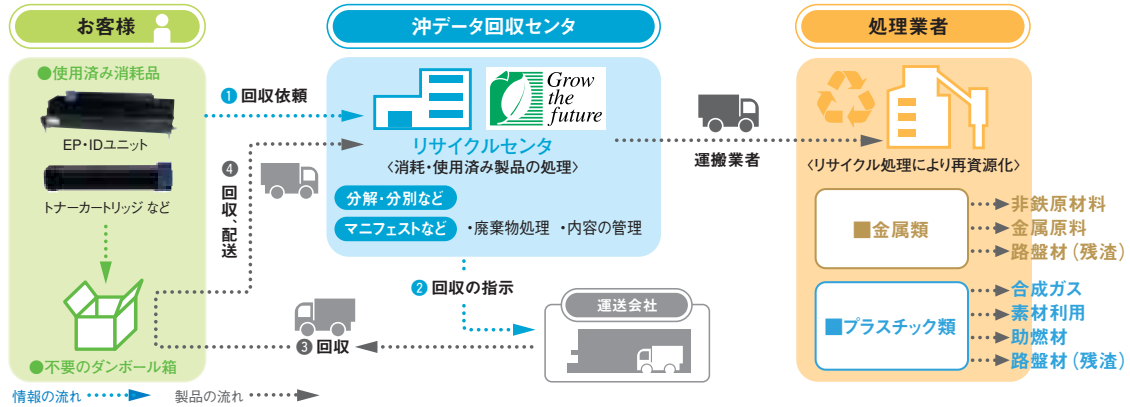
使用済み製品のリサイクル

プリンタの消耗品リサイクルシステム

(株)沖データは、国内でトナーカートリッジやEP・ID*ユニットなどの消耗品の再資源化に取り組んでいます。海外では、

米国とカナダで2003年度に、欧州で2004年度にリサイクルを開始しました。

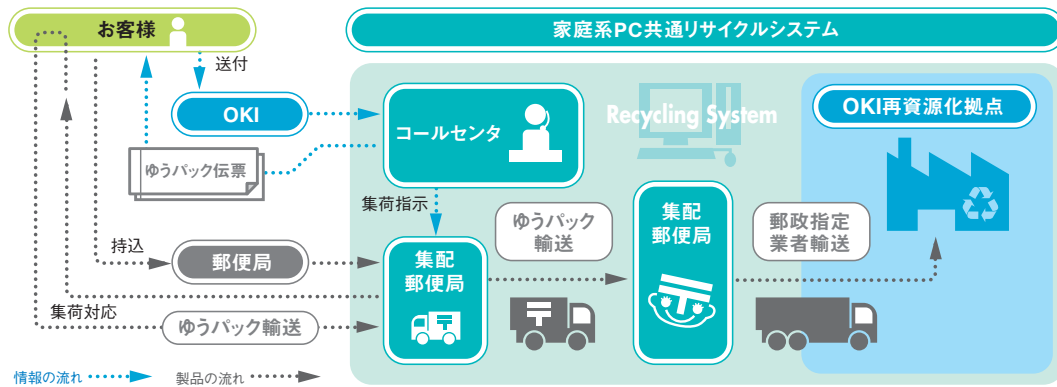
*) EP: Electro Photographicの略、ID: Image Drumの略。



家庭系PCリサイクルシステム

2003年10月から、「資源有効利用促進法」にもとづき、家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルを行う“PC

リサイクル”が開始されました。OKIは、共通回収システムに準じたリサイクルシステムを構築しています。



小形二次電池リサイクルシステム

OKIは、2001年7月に経済産業省・環境省による「使用済み指定再資源化製品の自主回収および再資源化に係わる認定」

の許可を受け、有限責任中間法人JBRCと共同で小形二次電池を回収・再資源化しています。

